

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目8番20号
氏名 株式会社日本医療環境サービス
代表取締役 北村 洋輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 平成 29 年 6 月 19 日

許可の有効年月日 令和 6 年 6 月 18 日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

積替え、保管を含まない。

汚泥 (廃薬品類を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ (紙くず、木くず、繊維くずについては、石綿含有産業廃棄物を含む。) (汚泥 (廃薬品類を除く。)) については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上5品目

積替え、保管を含む。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、燃え殻、汚泥 (廃薬品類に限る。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず (廃プラスチック類、ガラスくず等については、石綿含有産業廃棄物を含む。) (汚泥 (廃薬品類に限る。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上9品目
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別紙のとおり。

以下余白

3. 許可の条件

廃棄物の積替え及び保管行為は、上記積替え保管場所以外では行わないこと。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 6 月 15 日 変更許可により積替え、保管の追加

平成 7 年 6 月 19 日 更新許可

平成 12 年 6 月 19 日 更新許可

平成 17 年 6 月 19 日 更新許可

平成 22 年 6 月 19 日 更新許可

平成 25 年 3 月 14 日 変更許可により取扱品目 (汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ) の追加

(以下裏面に記載)

(裏面)

平成28年	5月27日	変更許可により積替え、保管に係る取扱品目（汚泥）の追加
平成29年	6月19日	更新許可
平成29年	11月17日	変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記
平成30年	8月31日	変更届出により積替え、保管場所の追加
平成31年	4月24日	変更届出により代表者の変更
令和4年	7月25日	変更届出により代表者の変更
令和5年	9月25日	変更届出により積替え、保管場所の追加

以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。



2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目115番1

面積 8.54㎡

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず（廃プラスチック類、ガラスくず等については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

保管上限 11.96㎡

積み上げることができる高さ 1.4m

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目115番1

面積 8.47㎡

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず（廃プラスチック類、ガラスくず等については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

保管上限 11.86㎡

積み上げることができる高さ 1.4m

(3) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目115番1

面積 8.04㎡

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず（廃プラスチック類、ガラスくず等については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

保管上限 16.08㎡

積み上げることができる高さ 2.0m

(4) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目115番1

面積 0.21㎡

産業廃棄物の種類 汚泥（廃薬品類に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

保管上限 0.1㎡

積み上げることができる高さ 0.74m

(5) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目115番1

面積 10㎡

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）

保管上限 15㎡

積み上げることができる高さ 1.5m

(6) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目115番1

面積 11.58㎡

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）

保管上限 17.3㎡

積み上げることができる高さ 1.5m

以下余白

